別紙様式第1　様式2-1

個票 ①

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書　（市町村分）　個票

自治体名　宇治田原町　（都道府県：京都府）

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3_1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援（一般コース）				
個別事業名	宇治田原町「ハートのまち」結婚新生活支援事業		新規／継続（一般財源での実施も含む）	継続	
実施期間	交付決定日　～	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3	年度
対象経費支出予定額 ※（注）1	900,000				円

自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※（注）2

宇治田原町では、令和2年度からを期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」、そして同じく令和2年度からを期間とする「第5次まちづくり総合計画・後期基本計画」及びこれに包含される「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期地域創生総合戦略)」において、少子化対策と人口減少対策を重要課題の一つに据えている。

これら計画においては各前期計画からに引き続き、「子どもはまちの未来」という基本理念や「若い世代の希望をかなえ元気なうじたわらっ子を育む」戦略を掲げ、結婚・妊娠・出産までの切れ目ない支援、子育ての負担軽減、町独自の教育により人材育成を推進する取り組みなど個別の重点施策項目を掲げるとともに、それらを連関させ一体的な少子化対策・子育て支援に継続して取り組んでいる。

これまでの取り組みの結果、それぞれの後期計画を策定するため令和元年度に行った住民アンケートでは「子育てを楽しいと感じている人」、「子育て支援の満足度」ともに前回調査より高まっているという傾向が見られた。

その一方で、統計データでは総人口及び18歳未満の子ども人口の減少傾向に歯止めがかからず、出生の動向においても合計特殊出生率は平成27年～H29年は国・京都府を下回る数値、出生数も平成29年度まで続いた減少傾向にいったん歯止めがかかったものの令和元年度以降は再び減少が続くなど、施策効果が短・中期的には表れていない状況となっている。

これら前期計画の課題を踏まえ、各計画では、それぞれ重点的に取り組む視点を次のとおり掲げている。

①「第5次まちづくり総合計画・後期基本計画」「第2期地域創生総合戦略」

令和22年までに約1,400人、令和7年までに約400人の人口増加を掲げ、特に重点的に取り組む「まちづくり戦略」に以下の内容を掲げている。

基本目標1　まちの活力(まちに新しい人の流れをつくり、働く場を確保する)戦略
基本目標2　うじたわらっ子育み(若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育む)戦略
基本目標3　安心・暮らしよいまち(地域で見守り、安心で暮らしの幸福度の高いまちをつくる)戦略

②「第2期子ども・子育て支援事業計画」

引き続き「子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子」を基本理念に掲げ、計画の基本的視点として以下の内容を掲げている。

Ⅰ　全ての子どもの健やかな成長を支える
Ⅱ　子育てに喜びを実感できる社会の実現
Ⅲ　社会全体での子育て支援とまちづくりの推進

本事業のうち結婚支援に係るものについては、上記「①-2」「②-Ⅲ」に位置づけられる。

個別事業の内容

（個別事業の内容）※（注）3

1．概要　各計画に基づく移動率(定住率)と合計特殊出生率、出生数の改善のため、「子どもはまちの未来」という基本理念や「若い世代の希望をかなえ元気なうじたわらっ子を育む」戦略のもと、妊娠、出産から子育てまでの切れ目ない支援と合わせて、若い世代の希望を叶えるための経済的不安を軽減し、元気なうじたわらっ子を育む住環境を創る。

【補助対象要件】

・所得要件	☑	夫婦の合計所得が400万円未満	□	自治体独自基準の場合	
・年齢要件	☑	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	□	自治体独自基準の場合	

【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。

一般コース		☑	各費用に係る合計が30万円	□	自治体独自基準の場合	
都道府県主導型コース	29歳以下の場合	□	各費用に係る合計が60万円	□	自治体独自基準の場合	
	39歳以下の場合	□	各費用に係る合計が30万円	□	自治体独自基準の場合	

【その他独自要件】

・住宅取得に関する費用のみを対象とする。
・申請者が町税又は前住所地の市区町村税を滞納していないこと。

2. ①申請見込み世帯数	3	世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下		世帯	左記以外	世帯

【積算根拠】

3件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=450千円
・3件については、町が把握する「婚姻とともに住宅取得し移住定住した世帯」のH30～R2年度の3か年度間の平均から算出。

（令和3年度見込世帯数 3 世帯）

②継続補助の見込	0	世帯
対象経費支出予定額	0	円

3. 広報の実施予定

本事業に係る独自チラシを作成し、本町が移住定住者の受け皿として運営する「空家バンク」協力事業者(本町の研修を受けた宅地建物取引業者)、町内新興住宅地の販売業者を通じた配布のほか、京都府設置の「きょうと婚活応援センター」、「京の田舎ぐらし・ふるさとセンター」等の施設での配架、京都府主催の移住セミナー等でも積極的に配布・周知する。

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	出生数	人	304(R3～7累計)	56(H30)
	中学生以下の児童がいる世帯数(住民基本台帳)	世帯	610(R6)	617(H30)
	合計特殊出生率		1.70(R7)	1.31(H30)

	項目	単位	直近の実績
参考指標 ※(注)5	合計特殊出生率	%	1.31(H30)
	婚姻件数	件	46(R2)
	婚姻率	%	24.8(R2)

	KPI項目	単位	目標値	現状値
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	－
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	－
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	－
	広報の取り組み(ポータルサイトアクセス数		15,500	14,106(R2)
	広報の取り組み(チラシ配布数)		250	200(R3)

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	京都府設置の「きょうと婚活応援センター」、「京の田舎ぐらし・ふるさとセンター」等の施設でチラシ・申請書の配架協力を行うほか、「京都移住コンシェルジュ」との連携、府主催移住セミナー等への積極的参加により本町への移住希望者に対して勧奨を行う。
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	本町が移住定住者の受け皿として運営する「空家バンク」協力事業者(本町の研修を受けた宅地建物取引業者)、町内新興住宅地の販売業者と協力し、チラシの配布、制度周知を図る。
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載	
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無

（注）
1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。
5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。